

太宰府市地球温暖化対策実行計画（第 4 期）
【事務事業編】

平成 28 年 4 月
太 宰 府 市

目次

第1章 背景	1
1 地球温暖化問題	1
2 国際的な動向と我が国の対応	1
3 本市における取組状況	2
第2章 基本的事項	3
1 計画の目的	3
2 対象とする温室効果ガス	3
3 計画期間・基準年度	3
4 計画の範囲	3
5 上位計画や関連計画との位置付け	5
第3章 エネルギー、資源等の使用状況	6
1 エネルギー等の使用状況	6
2 資源の使用状況	8
第4章 温室効果ガスの排出状況	10
1 温室効果ガス排出量の算定方法	10
2 二酸化炭素排出量の推移	10
3 二酸化炭素（CO ₂ ）排出量の内訳	11
第5章 計画の目標	13
1 温室効果ガス総排出量の削減目標	13
2 個別項目ごとの達成目標	13
第6章 取組内容	14
1 事務の実施に当たっての配慮	14
2 建築物の建築・管理に当たっての配慮	18
第7章 計画の推進と点検・評価	20
1 計画推進の流れ	20
2 職員に対する周知及び研修等	20
3 実施状況の点検	21
4 見直し	21
5 公表	21
＜資料＞	23
資料1：太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程	24
資料2：太宰府市エコ・オフィス実行計画	26

第 1 章 背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成 25 年 9 月に最新の知見をとりまとめた第 5 次評価報告書の第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が 20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階での CO₂ の排出削減の必要性を訴えています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

2 国際的な動向と我が国の対応

(1) 国際的な動向

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992 年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994 年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第 1 回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997 年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008 年から 2012 年」の第一約束期間に、1990 年レベルから 6%削減するとの目標が定められました。

(2) 我が国の対応

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 10 年 10 月に公布され、平成 11 年 4 月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成 10 年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成 14 年 3 月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計

画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた 1990 年度比 6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、「京都議定書目標達成計画」は平成 24 年度末を以て終了しましたが、平成 25 年度以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、平成 32 年（2020 年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしました。

また、新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針として、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、当該計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取り組みを引き続き支援することで取り組みの加速を図る方向としました。（平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定「当面の地球温暖化対策に関する方針」）

しかしながら東日本大震災後、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、2013 年（平成 26 年）10 月に国際的にコミットする 2020 年度の温室効果ガス削減目標は、2005 年度比で 3.8%減と表明しました。この目標は、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標となっています。

また、昨年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された COP21 では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されたことに基づき、我が国においては、今後は昨年 7 月に決定された約束草案（2030 年度までに CO₂ 排出量を 2013 年度比 26%削減する目標）達成に向けた国内対策を進めていくこととしています。

3 本市における取組状況

太宰府市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減目標や具体的な取り組み項目を定め、市自らが率先行動することにより、市民、事業者による自主的な取り組みを促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とし、平成 13 年に「太宰府市環境保全実行計画（第 1 期）」を策定しました。これに続いて平成 18 年には「太宰府市環境保全実行計画（第 2 期）」を、平成 23 年には「太宰府市地球温暖化対策実行計画（第 3 期）」を策定し、今回は「太宰府市地球温暖化防止実行計画（第 4 期）」として改訂を行うものです。

第 2 章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、太宰府市の事務・事業に関し、省エネ・省資源・廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することにより、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

2 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項で定められている 7 種類のうち、排出量の多くを占める二酸化炭素(CO₂)とします。

温室効果ガスの種類（法第 2 条第 3 項）

温室効果ガス	概要
二酸化炭素 (CO ₂)	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の使用等により排出される。
メタン (CH ₄)	可燃性で天然ガスの主成分。 自動車の走行や、燃料の燃焼、廃棄物の焼却・埋立等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の使用等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	スプレー、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等を使用される。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造等において使用される。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス等として使用される。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造等において使用される。

3 計画期間・基準年度

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、基準年度を平成 26 年度とします。

ただし、この間の社会状況の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の範囲

(1) 対象とする範囲・施設

本計画で対象とする範囲は、市が実施するすべての事務・事業とし、施設は市のすべての施設とします。

計画の対象とする施設

種別	施設名	所管部署
庁舎	市役所庁舎	管財課
庁舎	上下水道事業センター（公文書館含む）	
消防施設	消防格納庫	防災安全課
文化施設	女性センタールミナス	人権政策課
健康・福祉施設	南隣保館	
健康・福祉施設	デイ・サービス施設いこいの家	
健康・福祉施設	南児童館	
体育施設・公園	南体育館	
体育施設・公園	太宰府史跡水辺公園	スポーツ課
体育施設・公園	大佐野スポーツ公園	
体育施設・公園	北谷運動公園	
体育施設・公園	体育センター	
体育施設・公園	少年スポーツ公園	
体育施設・公園	松川運動公園（グラウンド、体育館）	
体育施設・公園	総合体育館	
環境・衛生施設	太宰府市環境美化センター	生活環境課
文化・情報施設	プラム・カルコア太宰府（市民図書館含む）	文化学習課
文化・情報施設	いきいき情報センター	
健康・福祉施設	子育て支援センター	元気づくり課
健康・福祉施設	老人福祉センター（総合福祉センター含む）	介護保険課
保育所	ごじょう保育所	保育児童課
保育所	南保育所	
体育施設・公園	梅林アスレチックスポーツ公園	建設課
体育施設・公園	歴史スポーツ公園	
駐輪場	五条駐輪場	観光経済課
文化・情報施設	太宰府館	
その他	自然公園（市民の森）	学校教育課
小学校	太宰府小学校	
小学校	太宰府東小学校	
小学校	太宰府西小学校	
小学校	太宰府南小学校	
小学校	水城小学校	
小学校	水城西小学校	
小学校	国分小学校	
中学校	学業院中学校	
中学校	太宰府中学校	
中学校	太宰府東中学校	
中学校	太宰府西中学校	
その他	キャンプ場	社会教育課
文化施設	太宰府市文化ふれあい館	文化財課
文化施設	大宰府展示館	
上下水道施設	松川浄水場	施設課
上下水道施設	大佐野浄水場	
上下水道施設	高所配水施設	
上下水道施設	マンホール下水ポンプ	

5 上位計画や関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画です。

また、「第三次太宰府市環境基本計画」において望ましい環境像とする「人と環境にやさしいまほろばの里」の実現を目指す、地球温暖化分野の施策・取組を担う計画でもあります。

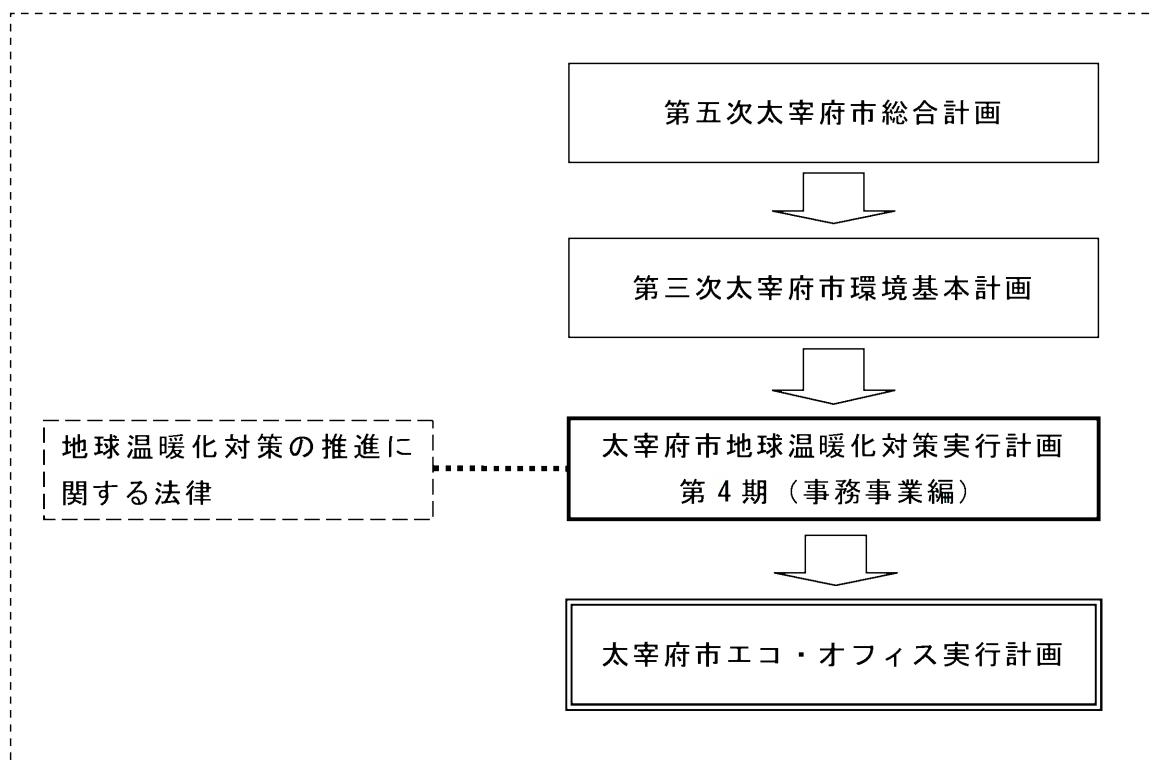
(計画策定の根拠)

地球温暖化対策の推進に関する法律

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～12 （省略）

(上位計画や関連計画との位置付け)



第3章 エネルギー、資源等の使用状況

1 エネルギー等の使用状況

(1) エネルギー使用量の推移

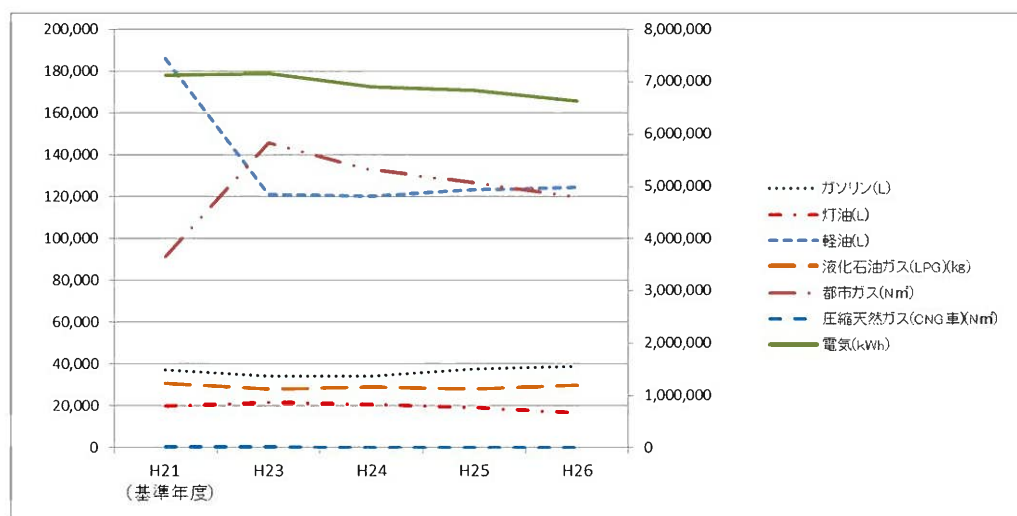
前計画（第3期）期間中におけるエネルギー使用量の推移は、表3-1及び図3-1のとおりです。

市の施設におけるエネルギー使用の8割を占める電気使用量は年々減少しており、LED改修やクールビズ等各種節電取り組みの効果と考えられます。施設燃料（灯油、LPG、都市ガス）は、都市ガスが平成21年度（基準年度）と比べて増加しているものの、その後は年々減少しています。公用車燃料（ガソリン、軽油、圧縮天然ガス）については、ハイブリッド車や電気自動車等の低公害車・低燃費車の導入やエコドライブの励行により減少しています。

表3-1 エネルギー使用量の推移

項目	H21 (基準年度)	H23	H24	H25	H26
ガソリン(L)	37,054	34,167	34,007	37,405	38,870
		-7.8%	-8.2%	0.9%	4.9%
灯油(L)	19,781	21,508	20,932	19,118	16,621
		8.7%	5.8%	-3.4%	-16.0%
軽油(L)	186,021	121,366	120,358	123,280	124,829
		-34.8%	-35.3%	-33.7%	-32.9%
液化石油ガス(LPG)(kg)	30,804	28,045	29,097	28,104	29,723
		-9.0%	-5.5%	-8.8%	-3.5%
都市ガス(Nm³)	91,607	145,747	132,619	126,849	120,048
		59.1%	44.8%	38.5%	31.0%
圧縮天然ガス(CNG車)(Nm³)	316	271	119	121	127
		-14.3%	-62.4%	-61.7%	-59.7%
電気(kWh)	7,136,903	7,166,898	6,908,246	6,849,631	6,631,061
		0.4%	-3.2%	-4.0%	-7.1%

図3-1 エネルギー使用量の推移



(2) エネルギー使用量の内訳

平成 26 年度における太宰府市の事務・事業に伴うエネルギー使用状況は、表 3-2 及び図 3-2 のとおりです。熱量換算値で比較すると、8 割が電気の使用に伴うエネルギー消費となっています。

① 電気使用量

市の施設全体の年間電気使用量は 6,631,061kWh で、8・9 月の使用量が多くなっています。施設別にみると「いきいき情報センター」、「高所配水施設」、「市役所庁舎」が多くなっており、これらの施設で全体の約 3 割を占めています。

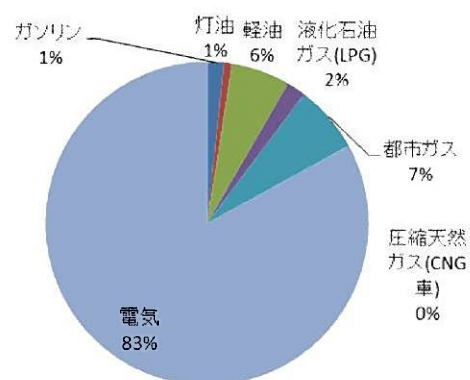
表 3-2 エネルギー使用量の内訳

種類	使用量	単位	熱量換算 (GJ)	単位発熱量 (MJ/単位)
ガソリン	38,870	L	1,345	34.6
灯油	16,621	L	610	36.7
軽油	124,829	L	4,706	37.7
液化石油ガス(LPG)	29,723	kg	1,510	50.8
都市ガス	120,048	Nm ³	5,378	44.8
圧縮天然ガス(CNG車)	127	Nm ³	6	44.8
電気	6,631,061	kWh	66,112	9.97
合計	—		79,666	—

② 灯油使用量

市の施設全体の年間灯油使用量は 16,621L で、12～3 月の使用量が特に多くなっています。施設別にみると、老人福祉センター、デイ・サービス施設いこいの家、小中学校の使用量が多くなっており、これらの施設でほぼ全体を占めています。

図 3-2 エネルギー使用量の内訳



③ LPG 使用量

市の施設全体の年間 LPG 使用量は 29,723kg で、12・2・3 月の使用量が多くなっています。施設別にみると、水城小学校、太宰府小学校、太宰府東小学校、国分小学校が多くなっており、これらの施設で全体の約 9 割以上を占めています。

④ 都市ガス

市の施設全体の都市ガス使用量は 120,048N m³ (124,145 m³) で、12～3 月の使用量が多くなっています。施設別にみると、太宰府史跡水辺公園、老人福祉センターが多くなっており、これらの施設で全体の約 7 割を占めています。

⑤ 公用車の燃料 (ガソリン、軽油、圧縮天然ガス)

市の公用車で使われている燃料は、ガソリン、軽油、圧縮天然ガスです。

年間ガソリン使用量は 38,870L で、公用車を集中管理している管財課の使用量が全体の 4 割を占めています。

年間軽油使用量は、124,829L で、まほろば号の使用量が全体の 9 割以上を占めて

います。

圧縮天然ガスは太宰府館が管理している公用車のみで使用されており、その年間使用量は 127N m³ (132 m³) です。

2 資源の使用状況

(1) 資源使用量の推移

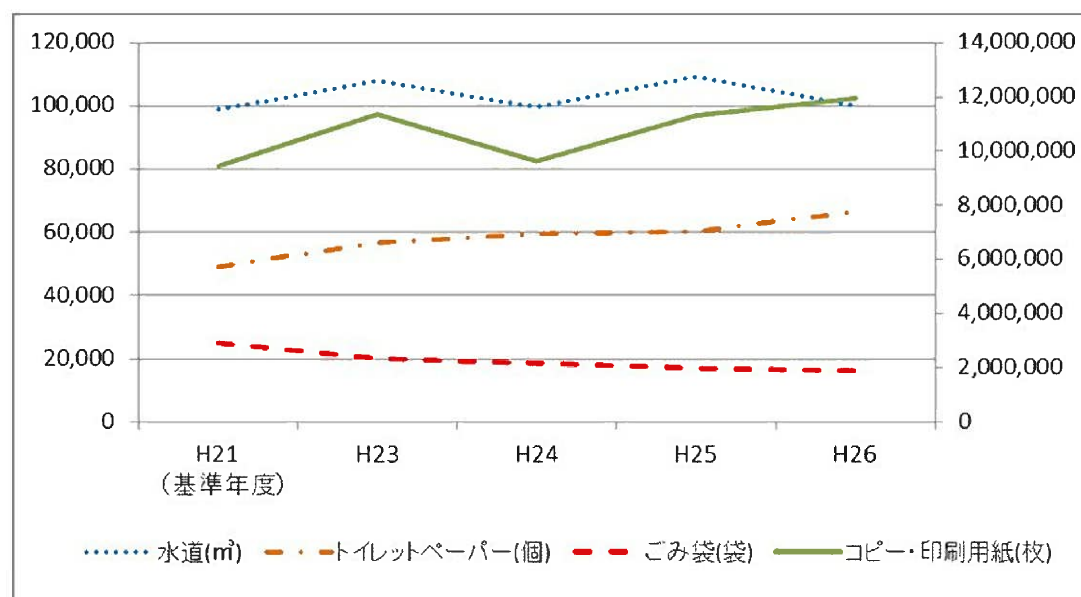
市の施設における資源使用量の推移は、表 3-3 及び図 3-3 のとおりです。

コピー・印刷用紙については、両面印刷等による資料の簡素化・削減や文書管理システムの活用によるペーパーレス化等により使用量の削減を行っているものの、以前は外部発注にて印刷作成していたものを、パソコンや印刷機等を活用して庁舎内で行っているため増えているものと思われます。

表 3-3 資源使用量の推移

	H21 (基準年度)	H23	H24	H25	H26
水道(m ³)	98,993	107,874	99,831	108,997	100,133
		109.0%	100.8%	110.1%	101.2%
コピー・印刷用紙(枚)	9,445,120	11,376,977	9,635,916	11,325,621	11,957,309
		120.5%	102.0%	119.9%	126.6%
トイレトペーパー(個)	49,050	56,873	59,661	60,302	66,448
		115.9%	121.6%	122.9%	135.5%
ごみ袋(袋)	24,796	20,216	18,331	16,885	15,963
		81.5%	73.9%	68.1%	64.4%

図 3-3 資源使用量の推移



(2) 資源使用量の内訳

① 水の年間使用量

市の施設における水の年間使用量は 100,133 m³で、小中学校と史跡水辺公園での使用量が全体の 9 割を占めています。

② コピー・印刷用紙・トイレットペーパー購入量

コピー・印刷用紙の年間購入量は 11,957,309 枚であり、市役所庁舎、学校で全体の約 9 割を占めています。古紙率は、70%が最も多くなっていますが、古紙率 100%のコピー・印刷用紙を購入している部署もあります。

トイレットペーパーの年間購入量は 66,448 個で、ほとんどの部署が古紙率 100%の再生紙を購入しています。

③ ごみ袋の購入量

ごみ袋の購入量は 15,963 袋であり、市役所庁舎、学校で全体の約 8 割を占めています。内訳は、可燃（特大）が 5,808 袋、可燃（大）が 9,130 袋、不燃（特大）が 547 袋、ペットボトルが 478 袋です。

第4章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画の対象とする温室効果ガス排出量の算定は、次に示すとおりです。

二酸化炭素排出量の算定

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

※活動量：電気・ガス・ガソリン等エネルギーの年間使用量

※排出係数：

項目	排出係数	
	係数	単位
ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	kg-CO ₂ /L
A重油	2.71	kg-CO ₂ /L
B重油又はC重油	3.00	kg-CO ₂ /L
液化石油ガス(LPG)	3.00	kg-CO ₂ /kg
都市ガス	2.23	kg-CO ₂ /Nm ³
圧縮天然ガス(CNG車)	2.23	kg-CO ₂ /kg
電気(九州電力)	0.613	kg-CO ₂ /kWh

2 二酸化炭素排出量の推移

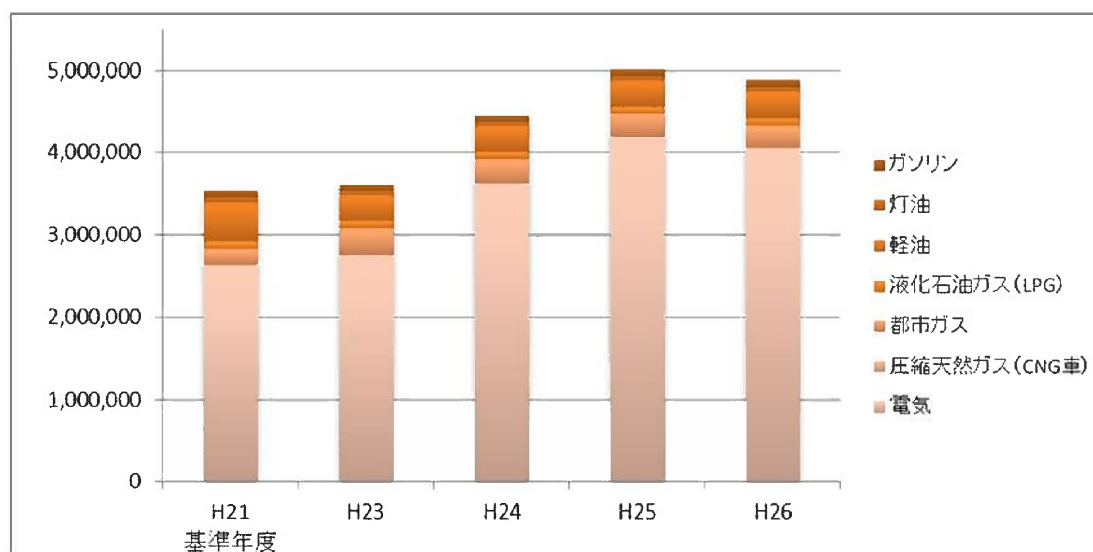
前計画期間における二酸化炭素(CO₂)排出量の推移は表4-1及び図4-1のとおりです。

電気の使用に伴う排出量が大幅に増加していますが、東日本大震災後、主に化石燃料での発電によりCO₂排出係数が上がっているためです。

表 4-1 CO₂ 排出量の推移

	H21 基準年度	H23	H24	H25	H26
	単位: kg-CO ₂				
ガソリン	86,040	79,267	78,896	86,779	90,179
灯油	49,235	53,555	52,121	47,604	41,387
軽油	487,188	313,123	310,524	318,063	322,060
液化石油ガス(LPG)	92,413	84,136	87,291	84,311	89,168
都市ガス	190,543	325,017	295,741	282,872	267,708
圧縮天然ガス(CNG車)	659	604	265	270	284
電気	2,633,517	2,759,256	3,626,829	4,191,974	4,064,840
〔参考〕九州電力のCO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.374	0.385	0.525	0.612	0.613
計	3,539,595	3,614,957	4,451,667	5,011,873	4,875,626

図 4-1 CO₂ 排出量の推移



3 二酸化炭素 (CO₂) 排出量の内訳

平成 26 年度における太宰府市の事務・事業に伴う二酸化炭素 (CO₂) 排出量は 4,875,626kg-CO₂ です。項目別にみると、電気の使用に伴う排出量が 8 割を占めています (表 4-2、図 4-2)。

施設別にみるといきいき情報センター、高所配水施設、市役所庁舎からの排出量が多くなっています (表 4-4)。

表 4-2 平成 26 年度 CO₂ 排出量の内訳

種類	使用量	単位	総排出量 (kg-CO ₂)	排出係数 (kg-CO ₂ /単位)
ガソリン	38,870	L	90,179	2.32
灯油	16,621	L	41,387	2.49
軽油	124,829	L	322,060	2.58
液化石油ガス (LPG)	29,723	kg	89,168	3.00
都市ガス	120,048	Nm ³	267,708	2.23
圧縮天然ガス (CNG車)	127	Nm ³	284	2.23
電気	6,631,061	kWh	4,064,840	0.613
合計	—	—	4,875,626	—

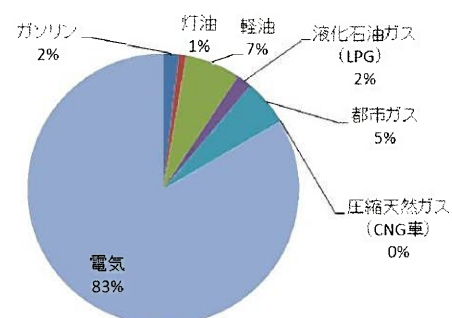


図 4-2 平成 26 年度 CO₂ 排出量の内訳

表 4-3 平成 21 年度 CO₂ 排出量の内訳 (参考)

種類	使用量	単位	総排出量 (kg-CO ₂)	排出係数 (kg-CO ₂ /単位)
ガソリン	37,054	L	86,039	2.322
灯油	19,781	L	49,235	2.489
軽油	186,021	L	487,189	2.619
液化石油ガス (LPG)	30,804	kg	92,412	3.000
都市ガス	91,607	Nm ³	190,543	2.080
圧縮天然ガス (CNG車)	316	Nm ³	659	2.085
電気	7,136,903	kWh	2,669,202	0.374
合計	—	—	3,575,278	—

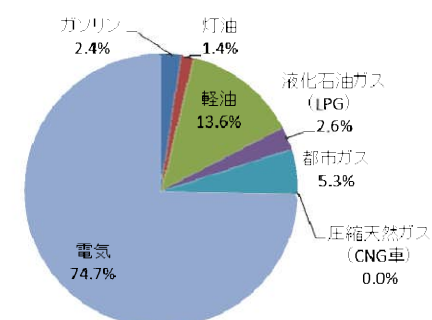


図 4-3 平成 21 年度 CO₂ 排出量の内訳

表 4-4 CO₂ 排出量の施設別・エネルギー別内訳単位 : kg-CO₂

施設名	エネルギー	灯油	液化石油ガス (LPG)	都市ガス	電気	合計
市役所庁舎		0	56.0	664	422,330	423,050
上下水道事業センター		0	2.0	0	104,808	104,810
いきいき情報センター		0	0.0	6,620	478,180	484,800
中央公民館(プラムカルコア太宰府)		0	0.0	257	285,336	285,593
環境美化センター		0	85.0	0	63,163	63,248
女性センタールミナス		0	0.0	396	55,005	55,401
南隣保館		0	0.0	1,689	20,005	21,694
デイ・サービスいこいの家		3,528	0.0	4,205	28,080	35,813
南児童館		0	0.0	0	10,789	10,789
南体育館		0	0.0	0	12,415	12,415
太宰府小学校		2,988	20,398.0	0	89,640	113,026
太宰府東小学校		4,233	18,884.0	0	76,216	99,333
太宰府西小学校		2,863	0.0	26,496	107,361	136,720
太宰府南小学校		1,088	0.0	14,260	108,302	123,650
水城小学校		3,852	26,847.0	0	102,684	133,383
水城西小学校		1,743	58.0	23,371	104,816	129,988
国分小学校		4,491	17,348.0	0	83,439	105,278
学業院中学校		996	239.0	0	158,908	160,143
太宰府中学校		321	0.0	263	130,606	131,190
太宰府東中学校		3,038	211.0	0	70,956	74,205
太宰府西中学校		1,546	93.0	0	95,904	97,543
文化ふれあい館		0	156.0	0	149,010	149,166
大宰府展示館		0	0.0	0	25,143	25,143
太宰府史跡水辺公園		0	0.0	153,929	206,075	360,004
大佐野スポーツ公園		0	0.0	0	3,420	3,420
北谷運動公園		0	5.0	0	29,205	29,210
体育センター		0	0.0	0	2,122	2,122
少年スポーツ公園		0	0.0	0	2,351	2,351
松川運動公園		0	0.0	0	0	0
五条保育所		548	4,396.0	5,782	18,752	29,478
ごじょう保育所		0	0.0	0	0	0
南保育所		0	0.0	0	22,974	22,974
子育て支援センター		0	0.0	0	0	0
老人福祉センター		10,152	0.0	29,603	36,521	76,276
地域包括支援センター		0	234.0	0	16,583	16,817
梅林アスレチックススポーツ公園		0	0.0	0	17,892	17,892
歴史スポーツ公園		0	4.0	0	14,071	14,075
五条駐輪場		0	0.0	0	1,925	1,925
松川浄水場		0	130.0	0	297,400	297,530
大佐野浄水場		0	22.0	0	39,434	39,456
高所配水施設		0	0.0	0	423,933	423,933
マンホール下水ポンプ		0	0.0	0	5,223	5,223
消防格納庫		0	0.0	0	7,227	7,227
太宰府館		0	0.0	173	136,215	136,388
市民の森		0	0.0	0	275	275
キャンプ場		0	0.0	0	146	146
合計		41,387	89,168.0	267,708	4,064,840	4,463,103

第5章 計画の目標

1 温室効果ガス総排出量の削減目標

本市における温室効果ガス総排出量の削減目標は、平成32年度までに平成26年度比で12.5%削減とします。

温室効果ガス 総排出量 (kg-CO ₂)	平成26年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	削減目標
	4,875,626	4,266,173	△12.5%

2 個別項目ごとの達成目標

電気使用量や燃料使用量の直接的に温室効果ガスの削減につながる項目、及び上水使用量など間接的に温室効果ガスの削減につながる項目ごとの削減目標は次のとおりです。

区分	項目	削減目標
直接的項目	電気使用量	△13.5%
	施設等燃料使用量	△5.0%
	公用車等燃料使用量	△10.0%
間接的項目	上水使用量	△5.0%
	コピー・印刷用紙使用量	△5.0%
	廃棄物排出量（リサイクル分除く）	△5.0%

温室効果ガス総排出量の削減目標

平成32年度までに平成26年度比12.5%削減

個別項目ごとの達成目標

直接的に温室効果ガスの削減につながる項目に係る達成目標

- | | |
|------------|---------|
| ①電気使用量 | 13.5%削減 |
| ②施設等燃料使用量 | 5.0%削減 |
| ③公用車等燃料使用量 | 10.0%削減 |

個別項目ごとの達成目標

間接的に温室効果ガスの削減につながる項目に係る達成目標

- | | |
|-------------------|--------|
| ①上水使用量 | 5.0%削減 |
| ②コピー・印刷用紙の使用量 | 5.0%削減 |
| ③廃棄物排出量（リサイクル分除く） | 5.0%削減 |

第 6 章 取組内容

1 事務の実施に当たっての配慮

(1) 省エネルギーの推進

① 電気使用量の削減

目標：電気使用量 13.5%削減（平成 26 年度比）

（OA 機器等の使用）

- ・パソコンやコピー機等の OA 機器等の電気製品は、不使用時には主電源を切る。
- ・退庁時など長時間使用しない時はコンセントから電源プラグを抜くなど、待機電力の削減に努める。

（エレベーター、自動ドアの使用）

- ・荷物運搬時等の必要な場合を除きエレベーター、自動ドアは使用しない。

（照明の管理）

- ・昼休み時間は、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯する。
- ・時間外における照明は、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ・給湯室、倉庫等断続的に使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯する。

（空調の管理）

- ・空調を行なっていない部屋等に通じる扉は、開放したままにしない。
- ・空調機の吹き出し口に物などを置かないようにする。
- ・庁舎の管理は、事務室等の空調温度の適切な管理を行なう（温度は、冷房は 28 度に、暖房は 19 度に設定する）。
- ・冷暖房時は、事務室内のブラインド及びカーテン等の利用等により、冷暖房効果を高める。
- ・クールビズやウォームビズなど、室温に合わせた服装を心がける。

（その他機器の適正管理）

- ・業務に必要なない電気ポット等は使用しない。
- ・自動販売機の照明や温度等に関して、省エネに配慮した設定を要請する。

（その他）

- ・水曜日は定時退庁を心がける。
- ・緑のカーテンを実施する。

② 施設等燃料の使用量の削減

目標：施設等燃料使用量 5.0%削減（平成 26 年度比）

（燃料の選択）

- ・燃料については、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG、LNG 等の環境負荷の相対的に小さなものを使用する。

(ガスコンロの使用)

- ・ガスコンロの使用は必要最小限にする。

③ 公用車等燃料使用量の削減

目標：公用車等燃料使用量 10.0%削減（平成 26 年度比）

(低公害車・低燃費車の導入)

- ・車両更新時には低公害車、低燃費車を優先的に導入することにより燃料使用量の削減を図る。
- ・公用自転車、公用バイクの導入を促進し、利用可能な距離等の場合に積極的な利用を図る。

(エコドライブの励行)

- ・エコドライブの徹底を図る。

エコドライブ 10 のすすめ

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう

(公共交通機関の利用)

- ・出張時は可能な限り公共交通機関の利用に努める。

(2) 省資源の推進

① 上水使用量の削減

目標：上水使用量 5.0%削減（平成 26 年度比）

(節水の励行)

- ・食器具類の洗浄や歯磨きなど水を使用する場合は、蛇口をこまめに締める、または水をためて使うなど節水に努める。
- ・公用車の洗車にあたっては、洗車方法の改善や回数の削減などに努める。
- ・トイレ洗浄用水の節水に努める。

(節水型水利用機器の設置等)

- ・ 庁舎等における水利用機器を節水型にする、または水栓(蛇口)には必要に応じて節水コマを取り付ける、水道水压を低めに設定するなど水使用量の抑制を図る。

② コピー・印刷用紙使用量の削減

目標：コピー・印刷用紙使用量 5.0%削減（平成 26 年度比）

(資料の簡素化・削減)

- ・ 資料の簡素化を図る。
- ・ 資料等の配布先の見直しを行なう(コピー時の配慮)。
- ・ 両面コピーの徹底、縮小コピーを行い、用紙の削減を図る。
- ・ ミスコピー防止のため、コピー機使用後は必ずオールクリアボタンを押し、不用紙が生じないようにする。
- ・ IC カード認証型複写機・印刷機の使用により、使用枚数の削減を図る。

(文書管理システムの活用)

- ・ 文書管理システム等電子メディアの活用によりペーパーレス化を徹底する。
- ・ 庁内共有ファイルシステムを活用することにより資料の共有化を図る。
- ・ 庁内における簡易文書の送付は、電子メールや掲示板を利用する。

(用紙の再利用)

- ・ 使用済み用紙の裏面活用、使用済み封筒の再利用を行なう。
- ・ 名刺は再生紙、再利用紙を利用する。

③ 廃棄物の削減

目標：廃棄物 5.0%削減（平成 26 年度比）

(3R の推進)

○発生抑制(リデュース:Reduce) 廃棄物の発生を抑制する。

- ・ 個人用のごみ箱を順次減らし、リサイクル可能な紙の廃棄をなくす。
- ・ 紙コップなどの使い捨て製品の使用の抑制を図る。
- ・ 資料等を発送する際は、過剰な包装をしない。
- ・ 机等の事務用品の不具合、電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図る。
- ・ 事務用品等消耗品の節約に努める。
- ・ 昼食時には、割り箸の使用を自粛し、マイ箸を使用する。

○再使用(リユース:Reuse) まだ使えるものは、できるだけ再利用する。

- ・ 庁内 LAN 等の活用により、不要になった備品等を掲示し有効活用を図る。

○再生利用(リサイクル:Recycle) 分別回収・リサイクルの推進を図る。

- ・ 分別排出された資源ごみについては、業者による回収等を図り、リサイクル推進体制を確立する。
- ・ 分別回収ボックスを事務室内に適切に配置し、分別回収を徹底する。

- ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。
- ・シュレッダーごみをリサイクルする。

(廃棄物の適正な処理)

- ・各種リサイクル法に基づきリサイクル体制が確立された品目の排出に際しては、該当法令に基づいて適切な処理を行う。
- ・エアコンや冷蔵庫の冷媒にハイドロフルオロカーボン(HFC)^{※1}やクロロフルオロカーボン(CFC)^{※2}等が含まれるものについては、適切な処理を行なうことができる業者に依頼する。

(3) その他の取組

① グリーン購入の推進

- ・物品購入の際、エコマーク、グリーンマーク適合製品等、環境配慮型の物品を選択する。
- ・コピー用紙は古紙配合率 100%白色度 70%以下のものを指定し購入する。
- ・封筒等は古紙配合率 50%以上のものを購入する。
- ・トイレットペーパーは古紙配合率 100%のものを購入する。
- ・森林の育成過程で生産される間伐材や小径材などの木材製品を積極的に使用する。
- ・OA 機器の導入にあたっては、国際エネルギースターロゴ表示品又は同等以上のエネルギー消費効率の高い機器を選択する。
- ・家電製品の導入にあたっては、省エネ製品・非フロン系(冷媒)を導入する。
- ・適切な在庫管理を行なう。
- ・グリーン購入のための参考情報の提供を行なう。
- ・まほろば号の更新時には、低公害車・低燃費車の導入を検討する。
- ・カーボン・オフセット商品やサービスの利用を研究する。

② 電力契約の検討

- ・特定規模電気事業者(PPS)との電力契約を検討する。契約の際には、電気料金とあわせて CO₂ 排出係数についても考慮し、温室効果ガス排出の削減に努める。

③ マイカーの利用抑制等

- ・通勤には、できる限りまほろば号等の公共交通機関を利用する。
- ・徒歩や自転車利用及び自動車の相乗りを励行する。
- ・マイカー更新の際には、低公害車を選択する。

※1: ハイドロフルオロカーボン(HFC) 「京都議定書」において排出削減の対象となっている温室効果ガスの一つ。エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫の冷媒などに使用されている。

※2: クロロフルオロカーボン(CFC) ビルの空調機等大型の冷媒、カーエアコンや自動販売機、家庭用冷蔵庫の冷媒などに使用されていたが、オゾン層を破壊する物質であるため法律により、1995 年末に生産が全廃された。

2 建築物の建築・管理に当たっての配慮

(1) 設計・施行時

- ① 建築物の建築に当たっては、以下の取組みを一層進める。
 - ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用設備について、規模、用途に応じ導入を検討する。
 - ・エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調機器の運転制御が行える建築設備について、規模・用途に応じて検討する。
 - ・耐熱性向上のため、外気の活用、遮断が可能な建具の採用やひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
 - ・施設等新築時に自然光が入りやすい部屋割りや窓などの配置に配慮し、照明利用を抑える工夫を行う。
 - ・建築物の規模・用途等を検討し、可能な場合は、コージェネレーションシステム※1等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。
 - ・施設・設備の更新時に省エネ対応のLED照明や空調機等の導入を図る。
 - ・建築物等における雨水の利用が可能な場合は、雨水の貯留水槽等の雨水利用施設の導入について、規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - ・給水装置の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁や自動水洗など、節水に有効な器具を設置する。
 - ・自動販売機等の設置に当たっては、省エネルギー型、ノンフロン機器の導入、更新を促す。
 - ・建設工事に使用する型枠については、熱帯木材の使用抑制に努める。
 - ・施設・設備の更新時にESCO(エスコ)事業※2の導入に向けた検討を行う。
- ② 環境負荷の少ない施行作業の実施
 - ・適正な運搬車両台数、運転時間、走行ルート等の事前検討を促す。
 - ・車両の排ガス、騒音、振動等の抑制を促す。
- ③ 適切な汚染物質処理施設等の設置
 - ・最善の技術を用いた処理施設の設置等により、自ら設置するばい煙発生施設等から生じる汚染物質の削減を図る。
 - ・燃焼設備の改修等に当たっては、都市ガス、LPG、LNG等環境負荷が相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

(2) 既存の建築物の省エネ性能の向上

- ・緑のカーテン等により空調効果の向上を検討する。

※1:コージェネレーションシステム 発電と同時に発生した排熱も利用して冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

※2:ESCO事業 ESCO事業者は顧客に対し、工場やビルの省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、環境を損なうことなく省エネルギー改修を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証するもの。

(3) 緑化等の環境整備と周辺の自然環境の保全の推進

- ・敷地等について、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。
- ・緑地、歩道及び側溝等の適切な管理を行い、美観の保持を図る。

第7章 計画の推進と点検・評価

1 計画推進の流れ

- (1) PDCA サイクルにより、継続的な改善を図ります。

本計画の実施状況と市の環境の状況を定期的に点検し、その結果に基づき、計画の立案(PLAN)、計画の実施(DO)、点検・評価(CHECK)、見直し(ACTION)という流れを継続して繰り返し、進行管理を着実にを行います。

① PLAN（計画）

地球温暖化対策実行計画の削減目標を踏まえ、取組内容を決定する。

② DO（実施）

各部署において、効率的、効果的に取組内容を実行する。

③ CHECK（点検・評価）

各課の推進員は取組を取りまとめ、エコ・オフィス計画推進委員会で、計画の目標に対する評価を行う。

④ ACTION（見直し）

地球温暖化対策実行計画の目標及び取組に係る評価結果を踏まえながら、また、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢も考慮し、必要に応じて地球温暖化対策実行計画の見直しを行う。

2 職員に対する周知及び研修等

- (1) 職員に対する周知

- ・ 実行計画は、電子掲示板により全職員に周知する。
- ・ 太宰府市エコ・オフィス推進員は、所属の全職員に実行計画の趣旨、目標、取組等について周知する。

- (2) 職員に対する情報提供、研修

- ・ 庁内 LAN を通じて、地球温暖化をはじめとする環境問題に関する情報や、環境に関する講演会開催等の情報を積極的に提供する。
- ・ 環境保全に関する意識の啓発のため、環境に関する研修、講演会等を開催し職員の資質の向上に努める。

- (3) 職員からのアイデアの募集

- ・ 温室効果ガス削減に資する取組について、職員からアイデアを募集し、効果的なものについては、積極的に取組に取り入れる。

3 実施状況の点検

(1) 実施状況調査

- ・各部主管課の推進員は、別に定めるところにより、年2回、各所属の推進員を通じて、各部（出先機関を含む）の取りまとめを行い、生活環境課において全庁を集約し、計画の進捗状況の把握を行なう。
- ・エコ・オフィス計画推進委員会において、全庁的な進捗状況の点検を行い、今後の計画の効果的な進め方等について協議を行なう。

(2) 改善措置

- ・エコ・オフィス計画推進委員会は、実施状況調査の結果に基づき、所属課の責任者に対し、必要な改善措置を講じるよう求めることができる。
- ・責任者は、適宜、実施状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を行うものとする。

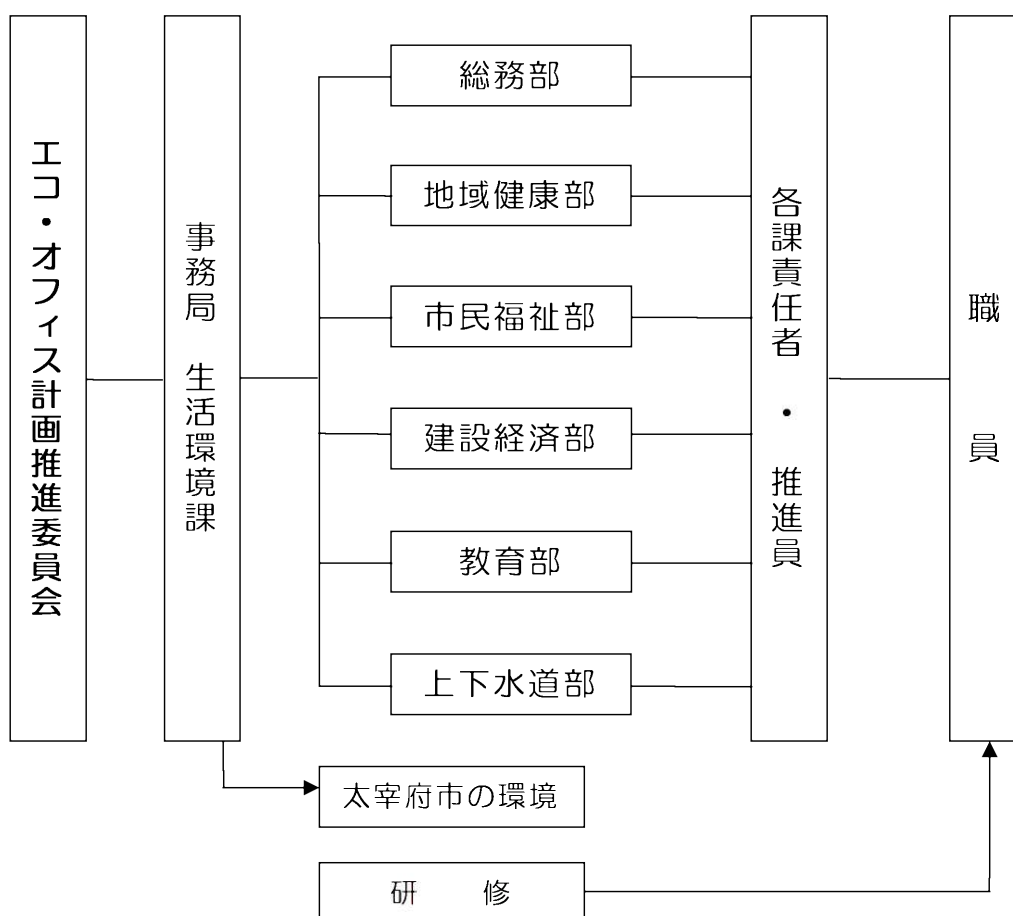
4 見直し

目標の達成状況、各所属における取組内容等を総合的に点検・評価し、今後の計画の効果的な推進方策などについて検討を行うとともに、必要に応じて計画・取組内容等の見直しを行なうものとする。

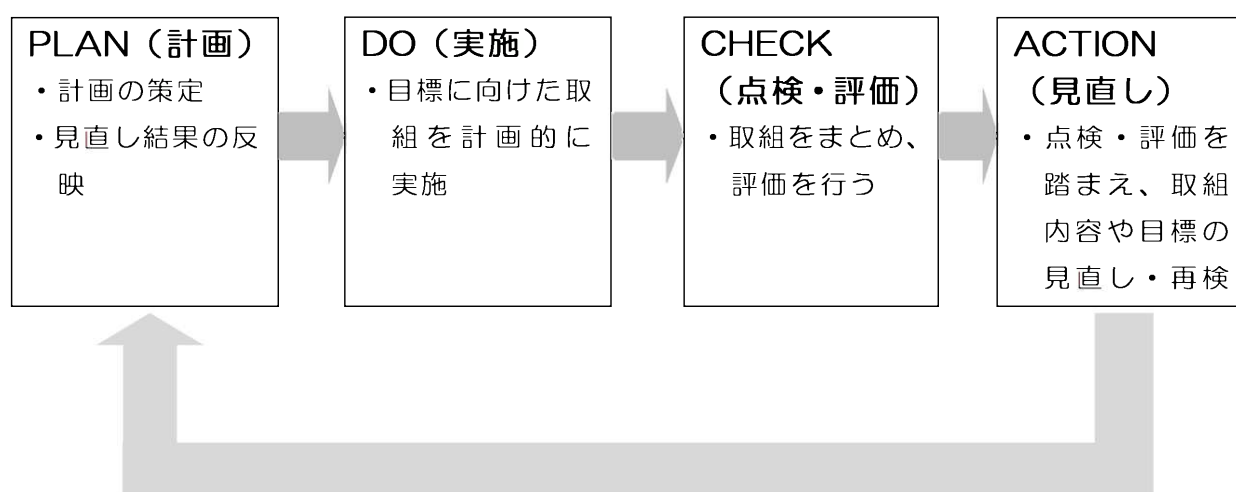
5 公表

計画の進捗状況及び点検結果について、ホームページ等により公表する。

太宰府市地球温暖化対策実行計画推進体制



P D C Aサイクルによる進行管理



〈資 料〉

資料 1 : 太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程

資料 2 : 太宰府市エコ・オフィス実行計画

資料 1：太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会規程

平成 10 年 3 月 31 日

訓令第 1 号

改正 平成 15 年 9 月 26 日訓令第 5 号

平成 19 年 3 月 27 日訓令第 1 号

平成 19 年 9 月 27 日訓令第 7 号

平成 26 年 3 月 31 日訓令第 7 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、市職員自らが市民や事業者の模範となるため、太宰府市エコ・オフィス推進委員会(以下「委員会」という。)を置き、日常の業務の中で環境保全に向けた取り組みを実行していくことを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市エコ・オフィス計画の策定についての環境情報などの必要な資料の収集、提供等適切な支援に関すること。
- (2) 太宰府市エコ・オフィス計画の進行管理に関すること。
- (3) 庁内各課における環境保全に向けた取り組みに係わる率先行動計画に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の組織は、次の各号に掲げる職員で構成し、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 地域健康部長
- (2) 管財課長及び生活環境課長
- (3) 市長部局、教育委員会部局及び公営企業部局の課(所・局・館)並びに出納室、監査委員事務局及び議会事務局(以下「各課」と総称する。)の職員のうち、各課の長が推薦する職員 1 人

(平 15 訓令 5・平 19 訓令 1・平 19 訓令 7・平 26 訓令 7・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長は地域健康部長をもって充てる。
- 3 副委員長は管財課長及び生活環境課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 15 訓令 5・平 19 訓令 7・平 26 訓令 7・一部改正)

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、地域健康部生活環境課において処理する。

(平 15 訓令 5・平 26 訓令 7・一部改正)

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年訓令第 5 号)

この訓令は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 1 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条、第 2 条、第 6 条及び第 8 条から第 15 条までの改正規定中収入役、会計管理者及び会計課に係る部分については、この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2：太宰府市エコ・オフィス実行計画

～ わたしたち、すべての職員は次のとおり行動します ～

- 1 夏季(6月～10月)は冷房を 28 度に、冬季は(11 月～翌年 3 月)は暖房を 19 度に設定するとともにエコスタイルで業務を行います。
- 2 事務室では、回収ボックスを利用して分別回収を徹底します。
- 3 環境にやさしい製品の購入(グリーン購入)を推進します。
- 4 水曜日は、定時退庁を心がけます。
- 5 節水に心がけます。
- 6 アイドリングストップ(車両停車時にエンジンを切ること)やエコドライブ(急発進、急加速を行わないなど)を実施します。
- 7 通勤時は徒歩及び自転車並びに自動車の相乗り及びまほろば号等の公共交通機関の利用を推進します。
- 8 印刷時に、反古紙(ほごし)がでないように注意し、反古紙が発生した場合は、庁内文書に裏紙を利用します。
- 9 名刺は、再生紙またはポスターの裏を利用します。
- 10 職員として、家庭をはじめ、地域での省エネルギーの取組を率先して行います。